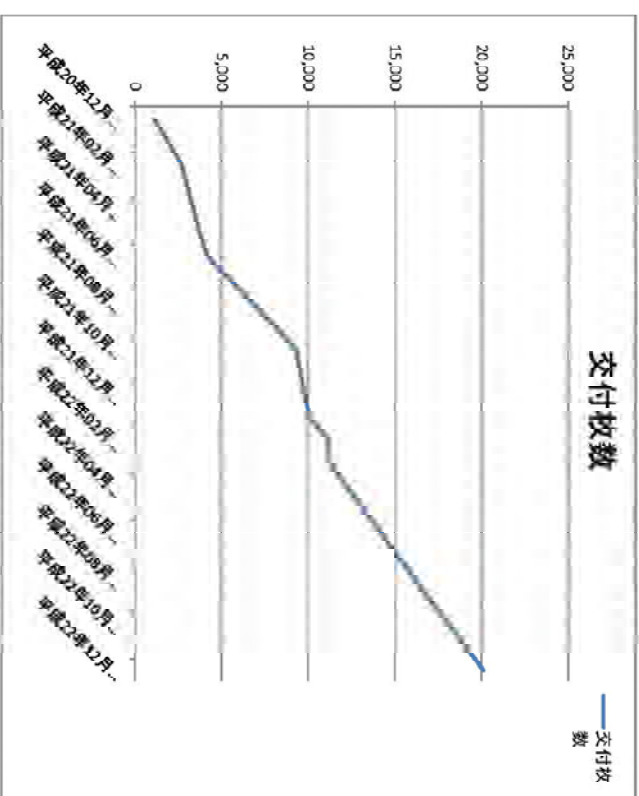


都道府県	交付枚数 (A)	開催回数 (B)	1回あたり の研修会 修了者数 (A/B)	悪性新生物 総患者数 (C)	修了者1人あ たりの患者数 (C/A)
1 北海道	1,056	52	19.9	75,000	72
2 青森県 ※	177	16	11.1	21,000	119
3 岩手県 ※	401	20	20.1	18,000	45
4 宮城県 ※	260	14	18.6	23,000	88
5 秋田県 ※	291	22	13.2	20,000	69
6 山形県 ※	328	14	23.4	19,000	58
7 福島県 ※	304	20	15.2	25,000	82
8 茨城県 ※	383	26	14.7	35,000	91
9 栃木県 ※	382	16	23.9	25,000	65
10 群馬県	417	22	19.0	22,000	53
11 埼玉県	465	31	15.0	71,000	146
12 千葉県 ※	536	34	15.8	68,000	127
13 東京都	1,772	83	21.3	158,000	89
14 神奈川県 ※	473	28	16.9	108,000	228
15 新潟県 ※	255	23	11.1	32,000	125
16 富山県 ※	361	22	16.4	13,000	36
17 石川県	298	12	24.8	15,000	50
18 福井県 ※	300	15	20.0	10,000	33
19 山梨県	211	10	21.1	10,000	47
20 長野県	450	23	19.6	31,000	69
21 岐阜県	427	15	28.5	25,000	59
22 静岡県 ※	264	16	16.5	44,000	167
23 愛知県	991	48	20.6	76,000	77
24 三重県	370	18	20.6	21,000	57
25 滋賀県 ※	249	15	16.6	16,000	64
26 京都府 ※	599	24	25.0	33,000	55
27 大阪府	919	61	15.1	96,000	104
28 兵庫県	739	34	21.7	66,000	89
29 奈良県	244	11	22.2	18,000	74
30 和歌山県 ※	435	19	22.9	14,000	32
31 鳥取県	100	10	10.0	9,000	90
32 島根県	277	12	23.1	10,000	36
33 岡山県	506	19	26.6	22,000	43
34 広島県 ※	628	32	19.6	36,000	57
35 山口県	258	19	13.6	17,000	66
36 徳島県 ※	196	11	17.8	9,000	46
37 香川県	271	12	22.6	11,000	41
38 愛媛県	388	17	22.8	19,000	49
39 高知県 ※	177	8	22.1	11,000	62
40 福岡県 ※	861	41	21.0	51,000	58
41 佐賀県 ※	172	10	17.2	12,000	70
42 長崎県 ※	348	17	20.5	15,000	43
43 熊本県	318	17	18.7	21,000	66
44 大分県	364	17	21.4	19,000	52
45 宮崎県 ※	229	14	16.4	15,000	66
46 鹿児島県	365	20	18.3	18,000	49
47 沖縄県	269	11	26.3	12,000	42
合計	20,124	1,055	19.1	1,515,000	75
全国平均			19.1		75

(注) ※印は、単位習得プログラム研修会を実施している都道府県。
 ・(A)及び(B)は、平成22年12月末現在、厚生労働省において実施を確認したもの。
 ・(C)は、平成20年患者調査における都道府県別悪性新生物患者数

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会 修了証書の交付枚数推移



注)上のグラフは、修了証書の交付枚数を月毎の伸び率換算したもの

緩和ケア研修会修了証書交付枚数集計表

公表日時等	集計時点	交付枚数
健康関係主管課長会議(平成21年2月6日)	平成20年12月31日	1,071
第9回がん対策推進協議会(平成21年2月26日)	平成21年2月26日	2,669
第10回がん対策推進協議会(平成21年6月24日)	平成21年5月31日	3,730
平成21年度がん関係主管課長会議(平成21年7月3日)	平成21年6月30日	4,175
第11回がん対策推進協議会(平成21年12月2日)	平成21年10月31日	9,260
全国健康関係主管課長会議(平成22年2月4日)	平成22年1月5日	10,067
第12回がん対策推進協議会(平成22年3月11日)	平成22年2月28日	11,174
第13回がん対策推進協議会(平成22年5月28日)	平成22年3月31日	11,254
第14回がん対策推進協議会(平成22年10月6日)	平成22年9月1日	17,066
第1回緩和ケア専門委員会(平成23年1月11日)	平成22年12月28日	20,124

がんの早期発見

1 概要

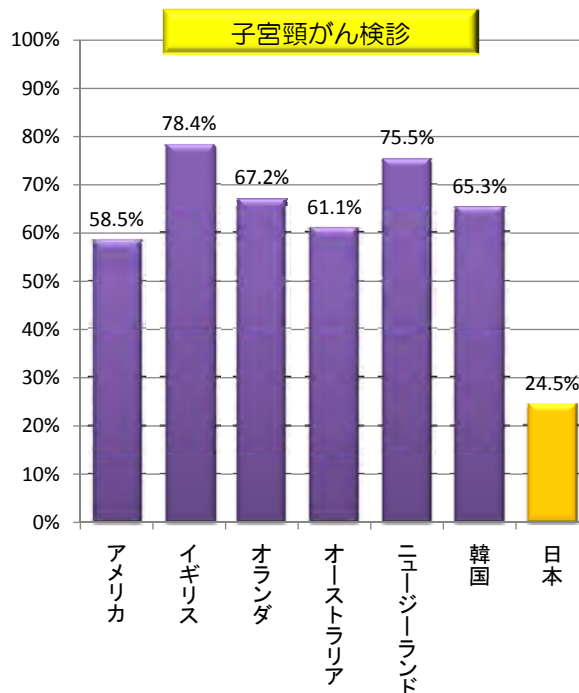
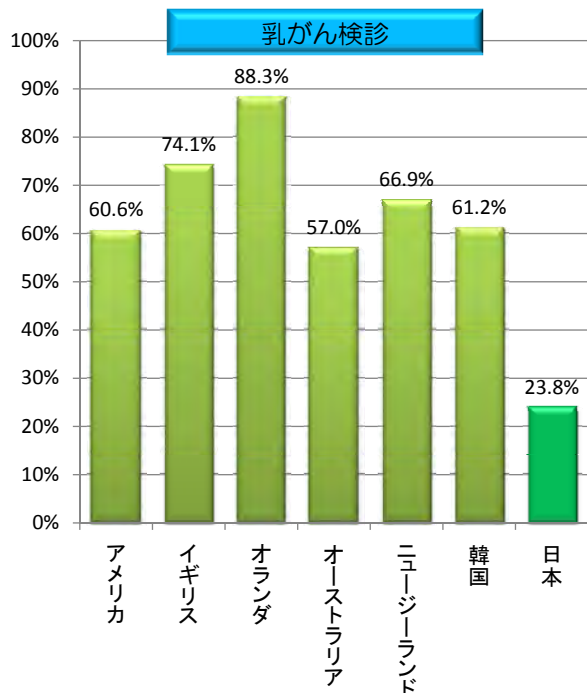
- がん検診については、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として市町村が実施。
- 厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

2 内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

- ※1 子宮がん検診：有症状者は、まず医療機関の受診を勧奨。ただし、本人が同意する場合には、子宮頸部の細胞診に引き続き子宮体部の細胞診を実施。
：平成15年度まで、対象者は30歳以上、受診間隔は年1回。
- ※2 乳がん検診：平成15年度まで、対象者は50歳以上、受診間隔は年1回。

がん検診の国際比較



(アメリカ) 2008年調査データ、(イギリス) 乳がん：2007年事業データ、子宮頸がん：2008年事業データ
 (オランダ) 2007年調査データ、(オーストラリア) 乳がん：2006年事業データ、子宮頸がん：2007年事業データ
 (ニュージーランド) 2009年調査データ、(韓国) 2009年調査データ、(日本) 2007年調査データ